

国立大学法人高知大学職員の兼業に関する規則

平成16年4月1日
規則第29号

最終改正 平成29年3月8日規則第77号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第33条の規定により、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の職員の兼業について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において兼業とは、報酬の有無にかかわらず、職員が他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営むことをいう。

(兼業の許可)

第3条 職員は、この規則の定めるところにより学長の許可を受けた場合でなければ、兼業をしてはならない。

(許可手続)

第4条 職員が学長の許可を受けて兼業を行おうとする場合は、事前に所定の兼業許可申請書を提出しなければならない。

第2章 営利企業での兼業

第1節 営利企業での兼業

(営利企業の兼業)

第5条 営利企業とは、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体をいう。

2 営利企業の兼業は、原則として許可しない。ただし、学長は、次の各号に掲げる兼業で、当該兼業に係る許可基準のいずれにも該当する場合には、許可することができるものとする。

- (1) 技術移転兼業
- (2) 研究成果活用兼業
- (3) 監査役兼業
- (4) 営利企業での営利事業以外の兼業

第2節 技術移転兼業

(技術移転事業者の役員等との兼業)

第6条 技術移転兼業とは、職員が技術移転事業者の役員（取締役、監査役（第11条に該当する監査役を除く。）、業務を執行する無限責任社員、理事、支配人その他これに準ずる者（発起人及び清算人を含む。）をいう。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合をいう。

2 前項に規定する技術移転事業者とは、次の各号に掲げるいずれかの事業を実施する営利企業をいう。

(1) 本学における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案権を受ける権利、回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利のうち本学以外の者に属するものについての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、特定研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であって、本学における研究の進展に資するもので、その実施計画が文部科学大臣及び経済産業大臣の許可を受けた事業

(2) 本学における技術に関する研究成果について、当該研究成果に係る国有の特許権若しくは特許を受ける権利又は国有の実用新案権若しくは実用新案登録を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に基づいて取得した実用新案権についての譲渡、専用実施権の設定その他の行為により、当該研究成果の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者で、その事業が次に掲げるいずれにも適合している旨文部科学大臣の認定を受けた事業

イ 当該事業を適確かつ円滑に実施することができる技術的能力を有するものであること。

ロ 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案を自ら実施するものでないこと。

ハ 当該特許権若しくは当該特許を受ける権利に係る発明又は当該実用新案権若しくは当該実用新案登録を受ける権利に係る考案に関する民間事業者への情報の提供において特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと、その他当該事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

(技術移転兼業の許可基準)

第7条 技術移転兼業の許可基準は、次の各号に掲げるいずれにも適合すると認められる場合とする。

- (1) 技術移転兼業を行おうとする職員が、技術に関する研究成果又はその移転について、技術移転事業者の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有していること。
- (2) 職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として技術移転事業に関係するものであること。
- (3) 職員の占めている職と技術移転事業者（当該技術移転事業者が商法（明治32年法律第48号）第211条の2第1項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社（以下「親会社」という。）を含む。）との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係がないこと、又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 許可申請前2年以内に、職員と技術移転事業者との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。
- (5) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (6) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

第3節 研究成果活用兼業

(研究成果活用企業の役員等との兼業)

第8条 研究成果活用兼業とは、職員が研究成果活用企業の役員等の職を兼ねる場合をいう。

2 前項に規定する研究成果活用企業とは、研究成果を活用する事業を実施する営利企業をいう。

(研究成果活用兼業の許可基準)

第9条 研究成果活用兼業の許可基準は、次の各号に掲げるいずれにも適合すると認められる場合とする。

- (1) 研究成果活用兼業を行おうとする職員が、研究成果活用企業の事業において活用される研究成果（特許権、実用新案権等として権利化されたもののほか、論文、学会発表等の形で発表されているものを含む。）を自ら創出（自らの発明、考案等に係る研究成果をいい、当該研究成果に係る権利等の帰属は問わない。）していること。
- (2) 職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として研究成果活用事業に関係するものであること。

- (3) 職員の占めている職と研究成果活用企業（親会社を含む。）との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係がないこと、又はその発生のおそれがないこと。
- (4) 許可申請前2年以内に、職員と研究成果活用企業との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。
- (5) 職員が就こうとする役員等としての職務の内容に、本学に対する契約の締結に係る折衝の業務（研究成果活用事業に関係する業務を除く。）が含まれていないこと。
- (6) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (7) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

（研究成果活用兼業のための休職）

第10条 学長は、職員が許可を受けて研究成果活用兼業を行う場合であつて、当該兼業に主として従事する必要がある、本学の職員としての職務に従事することができないと認めるときは、職員就業規則第13条第1項第4号に規定するところにより休職にすることができる。

第4節 監査役兼業

（株式会社等の監査役との兼業）

第11条 監査役兼業とは、職員が株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の監査役の職を兼ねる場合をいう。

（監査役兼業の許可基準）

第12条 監査役兼業の許可基準は、次の各号に掲げるいずれにも適合すると認められる場合とする。

- (1) 監査役兼業を行おうとする職員が、株式会社等における監査役の職務に従事するために必要な知見を職員の職務に関連して有していること。
- (2) 職員の占めている職と株式会社等（親会社を含む。）との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係がないこと、又はその発生のおそれがないこと。
- (3) 許可申請前2年以内に、職員と株式会社等との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。
- (4) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (5) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

第5節 営利企業での営利事業以外の兼業

（営利企業の事業に直接関与しない兼業）

第13条 営利企業での営利事業以外の兼業とは、職員が次の各号に掲げる営利企業の営利事業に直接関与しない職を兼ねる場合をいう。

- (1) 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業付設の診療所等の非常勤医師など営利企業の事業に直接関与するものでない場合
- (2) 本学が管理する特許（出願中のものを含む。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (3) 営利企業付設の研究施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環と考えられる場合
- (4) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (5) 公益性が強く法令（条例を含む。）で学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
- (6) 技術移転事業者が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (7) 技術移転事業者が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合
- (9) その他特別の事由により、兼業として認めることが適当と学長が認める場合
（営利企業での営利事業以外の兼業の許可基準）

第14条 営利企業での営利事業以外の兼業の許可基準は、次の各号に掲げるいずれにも適合すると認められる場合とする。

- (1) 職員の占めている職と許可申請に係る営利企業との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (2) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (3) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

第6節 営利企業の兼業の報告等

（営利企業の兼業の報告）

第15条 技術移転兼業、研究成果活用兼業及び監査役兼業を行う大学教員は、兼業の状況について、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間終了後及び当該兼業終了後1か月以内に、次に掲げる事項を学長に報告しなければならない。

- (1) 氏名、所属及び職

- (2) 営利企業の名称
- (3) 営利企業の役職等としての職務の内容（監査役兼業を除く。）
- (4) 営利企業の役職等としての職務に従事した日時
- (5) 営利企業から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領事由
（営利企業の兼業終了後の業務の制限）

第 16 条 学長は、技術移転兼業、研究成果活用兼業及び監査役兼業の終了の日から 2 年間、当該兼業を行った職員を、当該兼業に係る営利企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のある業務に従事させてはならない。

第 3 章 自営の兼業

（自営の兼業）

第 17 条 自営とは、職員が自己の名義で営利企業を経営する場合をいう。なお、名義が他人であっても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。

2 自営の兼業は、許可しない。ただし、学長は、当該兼業に係る許可基準のいずれにも該当する場合には、許可することができるものとする。

（自営の範囲）

第 18 条 前条に規定する自営の兼業で、農業、畜産、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては、大規模に経営され客観的に営利を主目的とする企業と判断される場合、不動産又は駐車場の賃貸にあつては、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- イ 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が 5 棟以上あること。
- ロ 独立家屋以外の建物の賃貸については、賃貸することができる独立的に区画された一の部分の数が 10 室以上あること。
- ハ 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が 10 件以上であること。
- ニ 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。
- ホ 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

(2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

- イ 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。
- ロ 駐車台数が 10 台以上であること。

- (3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額 500 万円以上である場合
 - (4) 第 1 号又は第 2 号に規定する不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合
- 2 不動産等の賃貸物件の種類が複合している場合には、一戸建て 1 棟をアパート 2 室相当、土地 1 件又は駐車場 1 台をアパート 1 室相当として換算し、これらを合計して 10 室相当以上となるときは、自営に当たるものとして取り扱う。
- 3 不動産等の賃貸を共有名義で行う場合には、持ち分により按分したものによるものではなく、賃貸物件全体を対象として自営に当たるか否かを判断する。賃貸物件数や賃貸料収入の額についても、その不動産等の賃貸に係る件数、賃貸料収入の額全体により判断する。
- 4 賃貸料収入の金額は、申請時において見込まれる将来 1 年間の収入予定額で判断する。収入予定額とは家賃収入等をいい、経費等を控除した後の額ではなく、賃貸等する際における 1 年間の総収入（賃貸予定の不動産等の家賃月額×室数×12 月など）が 500 万円以上となる見込みであれば、自営に当たるものとして取り扱う。

（自営の兼業の許可基準）

第 19 条 自営の兼業の許可基準は、次の各号に適合すると認められる場合とする。

- (1) 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
 - イ 職員の職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
 - ロ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
 - ハ 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
 - ニ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (2) 不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営を行う場合で、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。
 - イ 職員の職と当該事業との間に特別な利害関係又はそのおそれがないこと。
 - ロ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により、

職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。

ハ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。

ニ 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。

ホ その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

第4章 営利企業以外での兼業

第1節 営利企業以外での事業の兼業

第20条 営利企業以外での事業の兼業とは、職員が営利企業以外での事業の団体の役員等の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行う場合をいう。

2 次に掲げる各号のいずれかに該当するものは、原則として許可しない。

- (1) 医療法人及び社会福祉法人の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療、医療機関の長を含む。）を兼ねる場合
- (2) 学校法人及び放送大学学園の役員（学長、理事長、理事、監事）及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）及び学校（園）長を兼ねる場合
- (3) 財団法人・社団法人及び法人格を有しない団体（以下「法人等」という。）の役員（会長、理事長、理事、監事、顧問及び評議員等）を兼ねる場合
- (4) 部局長等が、地方公共団体の執行機関の委員を兼ねる場合
- (5) 大学等の入学試験の準備を目的として設置又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合
- (6) 国、地方公共団体、国立大学法人、国立大学共同利用機関法人、独立行政法人及びその他の団体の常勤の職に就く場合
- (7) その他兼業を行うことによって職責遂行に支障をきたすおそれのある場合

3 前項の規定にかかわらず、学長は、次の各号に掲げる法人等の職を兼ねる場合で、当該兼業に係る許可基準のいずれにも該当する場合には、許可することができるものとする。

- (1) 国際交流を図ることを目的とする法人等
- (2) 学会等学術研究上有意義であると認められ、当該職員の研究分野と密接な関係がある法人等
- (3) 本学の学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等
- (4) 育英奨学に関する法人等

- (5) 産学の連携、協力を図ることを目的とする法人等
- (6) その他、教育、学術、文化、スポーツの振興を図ることを目的とするもので、著しく公益性が高いと認められる法人等
- (7) その他特別の事由により、兼業として認めることが適当と学長が認める場合
(営利企業以外での事業の兼業の許可基準)

第21条 営利企業以外での事業の兼業の許可基準は、次の各号に掲げるいずれにも適合すると認められる場合とする。

- (1) 職員の占めている職と兼業先との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (2) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (3) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

第2節 教育に関する兼業

(教育に関する兼業)

第22条 教育に関する兼業とは、職員が教育に関する他の職を兼ね、その他教育に関する事業に従事し、若しくは事務を行う場合をいう。

2 学長は、次の各号に掲げる職を兼ねる場合で、当該兼業に係る許可基準のいずれにも該当する場合には、許可することができるものとする。

- (1) 国立大学法人、国立大学共同利用機関法人、公立・私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長及びこれらの教育施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務（庶務又は会計の事務に係るものを除く。以下同じ。）に従事する者の職を兼ねる場合
- (2) 公立又は私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設の長及びこれらの施設の職員のうち、教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職を兼ねる場合
- (3) 教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他教育委員会の職員のうち、もっぱら教育事務に従事するもの及び地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職を兼ねる場合
- (4) 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体（文化財保護又はユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。）のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与又は評議員の職及びこれらの法人又は団体の職員のうち、もっぱら教育を担当

当し、又は教育事務に従事する者の職を兼ねる場合

- (5) 国会、裁判所、防衛省、公共企業体又は地方公共団体に附置された機関又は施設の長及びこれらの機関又は施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、又は教育事務に従事する者の職を兼ねる場合

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するものは原則として許可しない。

- (1) 国立大学法人、国立大学共同利用機関法人、公立・私立の学校、専修学校、各種学校又は放送大学学園の設置する大学の長を兼ねる場合
- (2) 公立又は私立の図書館等の社会教育施設の長を兼ねる場合
- (3) 教育委員会の委員を兼ねる場合（ただし、部局長に限る。）
- (4) 学校法人、放送大学学園及び社会教育関係団体の理事長及びその他の役員の職を兼ねる場合
- (5) 国会、裁判所、防衛省、公共企業体又は地方公共団体に附置された教育関係機関又は施設の長を兼ねる場合

4 前2項の規定にかかわらず、特別の事由により兼業として認めることが適当と学長が認める場合には、許可することができるものとする。

（教育に関する兼業の許可基準）

第23条 教育に関する兼業の許可基準は、次の各号に掲げるいずれにも適合すると認められる場合とする。

- (1) 職員の占めている職と兼業先との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- (2) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (3) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

第3節 国等の行政機関の兼業

（国等の行政機関の兼業）

第24条 国等の行政機関の兼業とは、職員が法律、政令、条令等により、国又は地方公共団体の行政機関（以下「国等の行政機関」という。）に重要事項を調査審議するために設置されている審議会等の非常勤の職を兼ねる場合又は当該機関に必要なに応じて置かれている職を兼ねる場合をいう。

2 国等の行政機関の兼業は、許可しない。ただし、学長は、次の各号に掲げる兼業で、

当該兼業に係る許可基準のいずれにも該当する場合には、許可することができるものとする。

- (1) 公益性が強く法令（条例を含む。）で学識経験者から意見の聴取を行うことが義務づけられている場合
- (2) 法令等の規定により、国立大学法人の職にある者が国等の行政機関の職を兼ねることを認められている場合
- (3) 国家行政組織法第8条等に規定されている審議会等の非常勤の職を兼ねる場合又は当該審議会等の非常勤の職とその性格、勤務内容、勤務条件等が類似している諮問的又は調査的な非常勤の職を兼ねる場合
- (4) 前3号のほか、国等の行政機関が必要に応じて、設置している職を兼ねる場合
(国等の行政機関の兼業の許可基準)

第25条 国等の行政機関の兼業の許可基準は、次の各号に掲げるいずれにも適合すると認められる場合とする。

- (1) 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- (2) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

第5章 兼業と勤務時間との関係

(兼業と勤務時間との関係)

第26条 職員がこの規則の定めるところにより許可を受けて行う兼業は、原則として所定勤務時間外に従事しなければならない。

- 2 学長は、職員が兼業に従事する場合であって、その兼業が当該職員の所定勤務時間外に行うことができず、その兼業が本学及び当該職員の職務に有意義であると認めるときは、当該職員の申出により、当該職員の所定勤務時間を変更することができる。
- 3 学長は、職員が兼業に従事する場合であって、職員の本務と密接な関係があり、社会貢献上も有益と認められ、当該職員の所定勤務時間中に職務として従事することが適当と認められるときは、これを許可することができる。この場合、職員が業務に従事したことに対する報酬は大学に帰属するものとする。
- 4 学長は、職員が兼業に従事する場合であって、当該職員の所定勤務時間を割いて従事することが適当と認めるときは、当該職員の申出に基づきこれを許可することができる。ただし、兼業のため所定勤務時間を割いた時間に相当する給与は減額するものとする。
(勤務時間内に職務として従事する兼業)

第 27 条 前条第 3 項により勤務時間内に職務として従事できる兼業は、次の各号に掲げる職を兼ねる場合をいう。

- (1) 国等の行政機関の審議会、各種委員会の委員等の職を兼ねる場合であつて、無報酬のもの
- (2) その他特別の事由により、兼業として認めることが適当と学長が認めるもの
(勤務時間をさいて従事する兼業)

第 28 条 勤務時間をさいて従事できる兼業は、次の各号に掲げる職を兼ねる場合をいう。

- (1) 第 13 条第 2 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる職
- (2) その他特別の事由により、兼業として認めることが適当と学長が認めるもの
(勤務時間をさいて従事する兼業の許可基準)

第 29 条 勤務時間をさいて従事できる兼業の許可基準は、次の各号に掲げるいずれにも適合すると認められる場合とする。

- (1) 兼業先の職務内容が、教員の学術研究の成果を社会に還元するものであるとともに、教育・研究活動の活性化にも資するものであると認められるとき。
- (2) 兼業を行おうとする者が、兼業先の職務に従事するために必要な知見を有していること。
- (3) 教員自らの創出による研究成果と密接に関係していると認められる場合等、当該兼業先の職務内容を他の者が行うことが困難であること。
- (4) 勤務時間をさく予定の日・時間における兼業先の勤務を、正規の勤務時間外に行うことが困難であること。
- (5) 学生・大学院生に対する教育・研究指導を行う日時・場所に変更を及ぼさないこと。
- (6) 学系教授会等大学内の各種委員会等の業務に支障が生じるおそれのないこと。

第 6 章 兼業許可の期間

(兼業許可の期間)

第 30 条 兼業を許可することができる期間は、原則として 2 年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、法令等に任期の定めのある職につく場合は、当該任期を限度として許可することができる。なお、兼業の更新も同様とし、学長の許可を得なければならない。

第 7 章 兼業許可の制限

(兼業許可の制限)

第 31 条 学長は、職員がこの規則の定めるところにより許可を受けて兼業に従事する時間の合計が、1 週当たりの延べ兼業従事時間数が 12 時間を超える場合には、当該職員に対する兼業を制限することができる。

第 8 章 兼業許可の取消し

(兼業許可の取消し)

第 32 条 学長は、この規則の定めるところにより許可された兼業が、この規則の定めに適合しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すことができるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規則の施行日の前日までに、国家公務員法（昭 22 年法律第 120 号）及び人事院規則及び教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）等の規定により既に許可又は承認を受けている兼業及び併任については、この規則の定めるところにより許可されたものとみなす。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 104 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 8 日規則第 77 号）

この規則は、平成 29 年 3 月 8 日から施行する。